

西宮市UR借上市営住宅住み替えに関するアドバイザー会議設置運営要綱

(目 的)

第1条 本市が、現独立行政法人都市再生機構（以下、「UR」という。）から期限付きで借り上げた市営住宅において、住み替えに配慮を要する障害者や要介護者の円滑な住み替えを進めるにあたり、専門的な経験や知識に基づく高度な意見、提案を求め、UR庁内連携会議で検討を行う際の参考とするため、西宮市UR借上市営住宅住み替えに関するアドバイザー会議（以下、「会議」という。）を設置する。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) UR借上市営住宅 本市が、阪神・淡路大震災により住宅を失った被災者等のために、URから20年間の期限付きで借り上げた5棟の市営住宅をいう。
- (2) 要配慮世帯 要介護認定 要介護3～5、身体障害者手帳 1～2級、療育手帳 A判定、精神障害者保健福祉手帳 1級のいずれかに該当するものがある世帯をいう。
- (3) 会議の対象者 要介護認定の要介護1～2、身体障害者手帳の3～4級、療育手帳のB1判定、精神障害者保健福祉手帳の2級のいずれかに世帯員全員（独居を含む。）が該当する世帯及び会議での意見、提案を踏まえ住み替えに配慮を要すると市が認めた世帯をいう。
- (4) UR庁内連携会議 市が別に定める「西宮市UR借上げ住宅の住み替え等に伴う要配慮者等に関する庁内連携会議設置運営要綱」に規定する庁内の会議体をいう。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 住み替えにおける支援策についての意見・提案に関すること。
- (2) 会議の対象者の円滑な住み替えのための身体状況や介護、生活実態についての個別的な意見・提案に関すること。
- (3) 会議の対象者の住み替えの負担軽減のための支援等についての個別的な意見、提案に関すること。
- (4) その他、会議の対象者の支援等を検討する際に参考となる事項。

(構 成)

第4条 会議は別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第5条 会議は、市が必要に応じて召集し、会議の進行は事務局が行う。

2 会議は、市が意見を求める内容に応じて、委員の全部又はその一部の委員から意見、提案を求めるものとする。

3 会議は、市が意見を求める内容に応じて、UR庁内連携会議と同時に開催することができる。

4 市が、必要があると認めるときは、会議に委員以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

5 会議は、西宮市参画と協働の推進に関する条例第11条第3項の規定に基づき非公開とする。

6 各委員（本条第4項の規定に基づき会議に出席したものを含む）は、会議で得た個人情報、その他秘密にすべき事項を第三者に漏らしてはならない。

(報償費)

第6条 委員（前条第4項の規定に基づき会議に出席した者を含む）が会議に出席した場合には報償費を支給する。

2 前項の定めによる報償費は、一人12,400円/回とする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、住宅入居・家賃課に設置する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月21日から実施する。

2 この要綱は、平成30年4月28日から実施する。

3 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別 表（第4条関係）

分野・職種
医療（保健師）
介護・福祉（高齢者）
介護・福祉（障害者）
法律（弁護士）
建築（学識経験者）